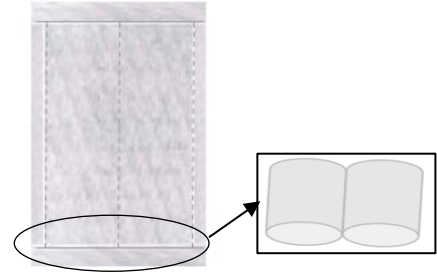


✿ 布おむつ（生地を二重に折り畳んだもの）

第 96.19 項

✚ 貨物概要

綿織物を二つ折りにし、長辺及び縦方向の中心をミシン縫いして2つの筒状にした布おむつ。



素 材：綿100%ドビー織物

サイズ：幅40cm×長さ140cm

用 途：病院や介護施設等で使用する布おむつ

生地二重  
中心をミシン縫いし、  
2つの筒状にしたもの

✚ 分類

関税率表第 9619.00 号（統計番号 9619.00-000）の乳児用のおむつに類する製品

✚ 分類理由

本品は、おむつとして使用するために生地を二重に折り畳んだ際、縫い代が肌（局部）に直接当たらないよう縫製が施されています。また、本品は、おむつとして使用するのに適した大きさを有しており、繰り返しの洗濯にも耐えうる構造となっています。これらの特徴から、本品は、乳児用のおむつに類する製品と認められ、関税率表第 96.19 項の規定により、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全 部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望 される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）